

**目黒区男女平等・共同参画
オンブーズ(苦情処理機関)**

年 次 報 告

令 和 7 年 度

目 黒 区

目黒区男女平等・共同参画オンブーズとは・・・

平成 14 年に制定された「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」に基づき、同年に設置された機関です。「オンブーズ (ombuds)」は、「代理人・代弁者」という意味のスウェーデン語に由来します。

男女平等に関わる人権侵害（性による差別など）や、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項についての苦情などの申出を適切かつ迅速に処理する、独立した機関（苦情処理機関）です。

目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

任 期	令和6年5月20日～令和8年5月19日まで
オンブーズ	市川 静代（弁護士）
	津野 香奈美 （神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 教授）

令和8年5月19日

目黒区長 様

目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

市川 静 代

津野 香奈美



「令和7年度目黒区男女平等・共同参画オンブーズ年次報告」について

目黒区男女平等・共同オンブーズに関する要綱第8条第1項に基づき、標記の件について別紙のとおり報告いたします。

以 上

令和7年度事業運営状況報告

1 相談・申出（注）件数とその内訳

令和7年度の相談、申出ともに件数はゼロであった（別表参照）。

2 令和7年度についての感想

1. 相談・申出件数とその内訳

令和7年度の相談・申出件数はいずれもゼロであった。また、問い合わせについてもゼロであった。

2. 令和7年度についての感想

今年度は相談・申出、問い合わせともにゼロであった。今年度は中目黒スクエア改修工事のため事務所の仮移転があり、資料室の閉室等一部事業を縮小したため、例年に比べ男女平等・共同参画センターの利用率が低かったことが一因と考えられる。次年度の中目黒スクエア再開に向け、改めて本制度について周知することが求められる。

以 上

（注）目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（抜粋）

申出

区民が、条例第22条に定める事項について、相手方への必要な調査等の申出をすること。

第22条

区民がオンブズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

- （1）区又は区が出資する法人等で区長が定めるものが行う施策で、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項
- （2）男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項
- （3）その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項

■相談・申出件数

1 相談日

月～金曜日の9時～17時の間で、相談者の希望を聞き、柔軟に対応している。

2 相談件数 0 件

[illegible]

3 申出件数及び申出処理状況

(1) 申出件数 0 件

[illegible]

(2) 申出処理状況 0 件

[illegible]

4 その他

事務局対応の問い合わせ等

0 件

[illegible]

本年4月に「女性活躍推進法」が改正されました。少子化による労働力減少や、多様な人材が活躍できる社会づくりが課題になっています。また、「女性の健康課題(月経随伴症、更年期症状、婦人科がん、不妊治療等)」が生産性低下や離職などをもたらし、その経済損失が年3.4兆円にも及ぶという経済産業省の試算もあります。

今回の改正では、常時雇用者101名以上の事業主に対し、男女間賃金差異や女性管理職比率などを「見える化」し、「女性特有の健康特性」に配慮し、基本方針にハラスメント対策を盛り込むことが求められています。厚生労働省や東京都産業局(働く女性のウェルネス向上委員会)等の特設ページには、具体的な取組など参考になる情報が豊富に掲載されています。

男性の更年期障害への理解も含め、誰もが「隠れ我慢」をせずに、安心して相談でき、柔軟な働き方や休暇取得など、能力を発揮し続けられる環境を整えることが、企業や社会の持続可能性を高めることにつながるでしょう。

市川 静代

一年をふり返って

日本における暴力・性被害・ハラスメントの防止対策には、未だに課題があります。令和8年4月、事件当時大阪地検トップであった検事正が酔って抵抗できない状態の部下に性的暴行した件で、被害者が求めた第三者委員会の設置を組織側が拒否するなどによって被害者が退職を余儀なくされたことは、社会に衝撃をもたらしました。配偶者等からの暴力についても、令和5年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」で結婚経験女性の27.5%が被害経験を有し、13.2%が何度も受けたと回答するなど、根絶にはほど遠い状態です。セクシュアルハラスメント(セクハラ)に関しても、令和5年厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査」で、就活等セクハラ経験者が前回の約4人に1人から約3人に1人へ増加しています。令和6年内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」への反対は64.8%と令和4年と横ばいで、未だに根強い性役割意識があります。今年から、就活セクハラとカスタマーハラスメント防止対策が事業主に義務化されます。これにより、家庭や職場での暴力・ハラスメント対策が前進することを願ってやみません。

津野 香奈美

■目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（抜粋）

第4章 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

（設置）

第21条 区長は、区民からの男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての申出又は当該阻害する事項を起因とした人権の侵害等についての救済の申出等を、適切かつ迅速に処理するため、目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（以下「オンブーズ」という。）を置く。

（申出の範囲）

第22条 区民がオンブーズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

- （1）区又は区が出資する法人等で区長が定めるものが行う施策で、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項
- （2）男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項
- （3）その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、申出をすることができない。

- （1）裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項
- （2）法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項
- （3）区議会等に請願、陳情等を行っている事項
- （4）オンブーズの行為に関する事項

（所掌事項）

第23条 オンブーズは、次に掲げる事項をつかさどる。

- （1）前条第1項の規定による申出に係る審査
- （2）前条第1項第1号の規定による申出に基づく関係機関等に対する資料の提出、説明等の要求及び必要な是正の勧告、意見の表明等
- （3）前条第1項第2号又は第3号の規定による申出に基づく関係者等に対する事情の聴取、資料の提出等の要請並びに必要な助言、指導、是正の要請及び意見の表明
- （4）前条第1項の規定による申出のうち、区の男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に重大な影響を及ぼす等の事項に係る審議会への調査及び審議の要求

（職務の遂行）

第24条 オンブーズは、独立してその職務を行う。

2 オンブーズは、前条に規定する是正の勧告又は要請、意見の表明及び前条第4号の規定による要求を行うときは、合議によりその決定を行う。

3 前項の場合において、議事に直接の利害関係を有するオンブーズは、その議事に加わることはできない。

4 オンブーズは、前条第4号の規定による要求を行う際には、申出者の同意を得るものとし、必要な意見を付けることができる。

■相談・申出のながれ

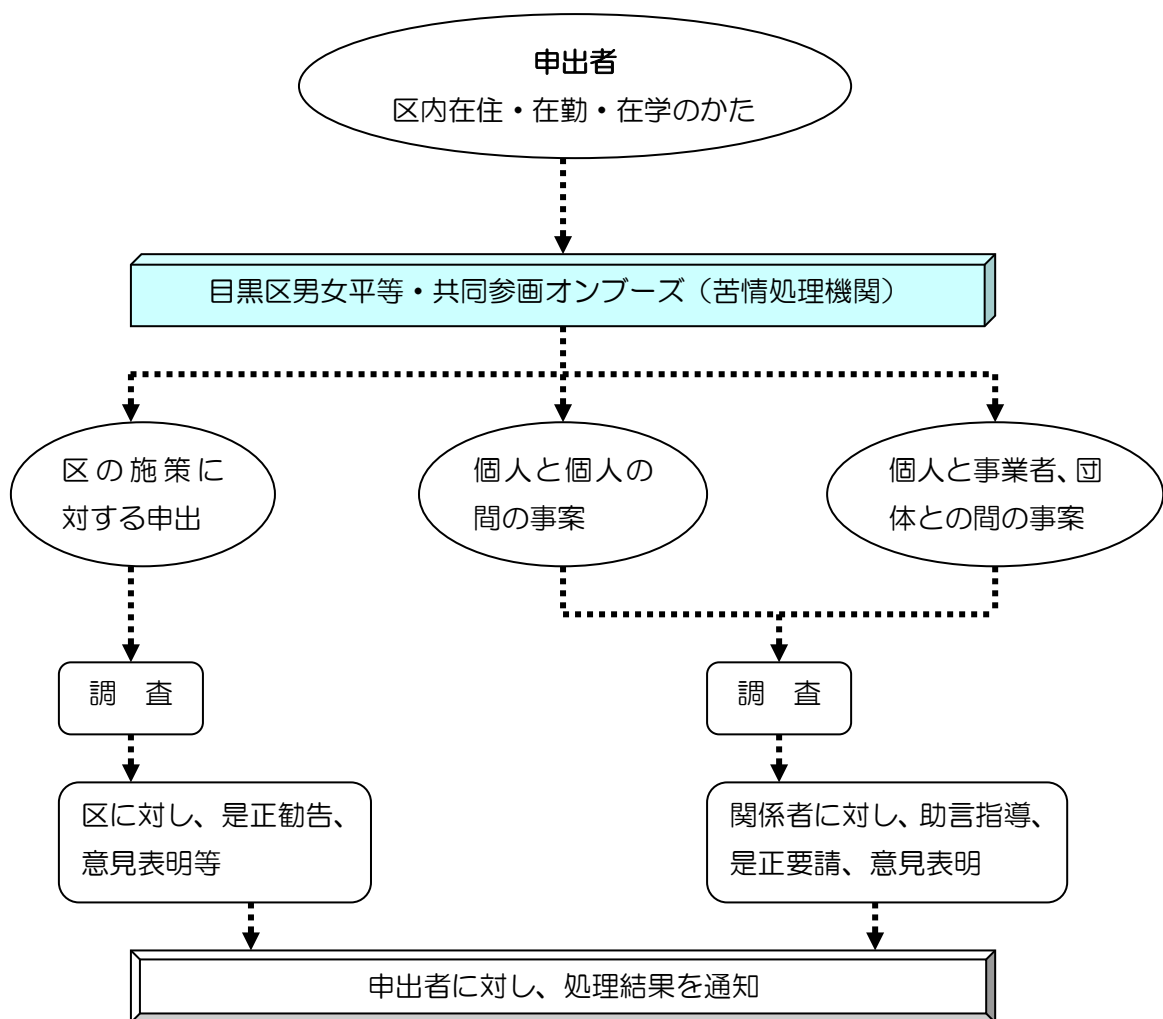
相談、申出は無料です。プライバシーは厳守します。

【相談日】 ご希望に応じ、柔軟に対応いたします。

【場所】 男女平等・共同参画オンブズ室（目黒区総合庁舎本館1階）

【予約・問合せ】 目黒区男女平等・共同参画オンブズ事務局
（目黒区男女平等・共同参画センター内）

電話：5722-9601 FAX：5721-8574



※ 申出の内容により、必要に応じて、目黒区男女平等・共同参画審議会に対して調査及び審査を要求することができます。

※ プライバシーは厳守します。

一人で悩まず、ご相談ください。

申出者は太線内の※の部分をご記入ください。

男女平等・共同参画オンブーズ申出書

年 月 日

男女平等・共同参画オンブーズ あて

※申出者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____
区内の連絡先 _____

目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例第22条の規定に基づき、次の事項について、相手方への必要な調査等及び処理を求めるため、申出者本人への必要な調査に同意し、申出します。

この申出に必要な調査等を行う際に、目黒区男女平等・共同参画オンブーズが私の氏名を申出の相手方に告知することについて ※（同意します・同意しません）。

※申出事項（いつ、どこで、だれが、どのようなこと）を記入してください。

※この申出事項について他の相談窓口等のご利用状況を記入してください。

- ①利用していない
- ②利用したことがある（ 年 月ごろ 制度・機関名 ）
- ③現在、利用している（制度・機関名 ）

オンブーズ確認欄（この欄には何も記入しないでください。）

- 1 区民確認方法 【 】
- 2 申出除外事項の該当確認 【 】

- （1）裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項
- （2）法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項
- （3）区議会等に請願、陳情等を行っている事項
- （4）オンブーズの行為に関する事項

受付番号	收受年月日	調査開始・しない決定日	通知年月日	担当オンブーズ

目黒区男女平等・共同参画オンブズ（苦情処理機関）年次報告
令和7年度

令和8年5月発行

発行 目黒区

編集 目黒区男女平等・共同参画オンブズ事務局

受付時間：月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

住所 〒153-0061 東京都目黒区中目黒2-10-13 中目黒スクエア
目黒区男女平等・共同参画センター内

電話：03-5722-9601

FAX：03-5721-8574